

Safe work TOKYO

江東版

12次防
推進中



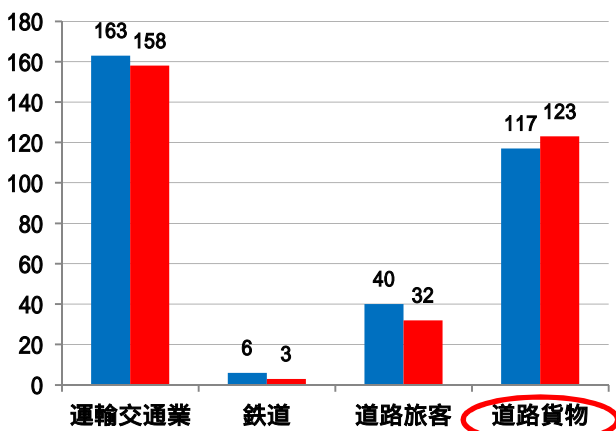
貨物運送業

3rdstage

亀戸労働基準監督署

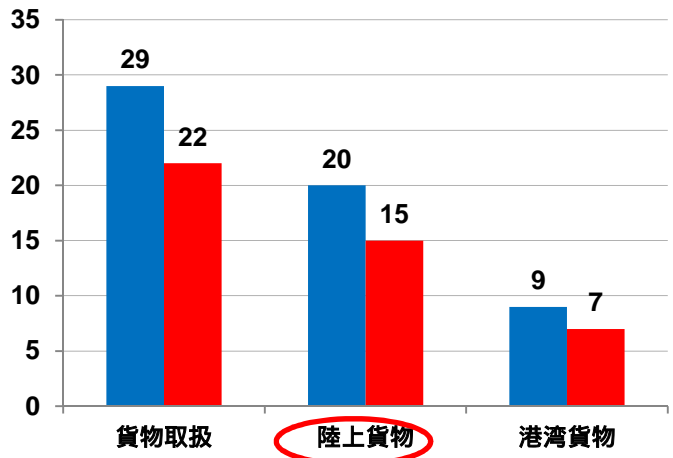
運輸交通業労働災害発生状況

平成25年 163件
平成26年 158件



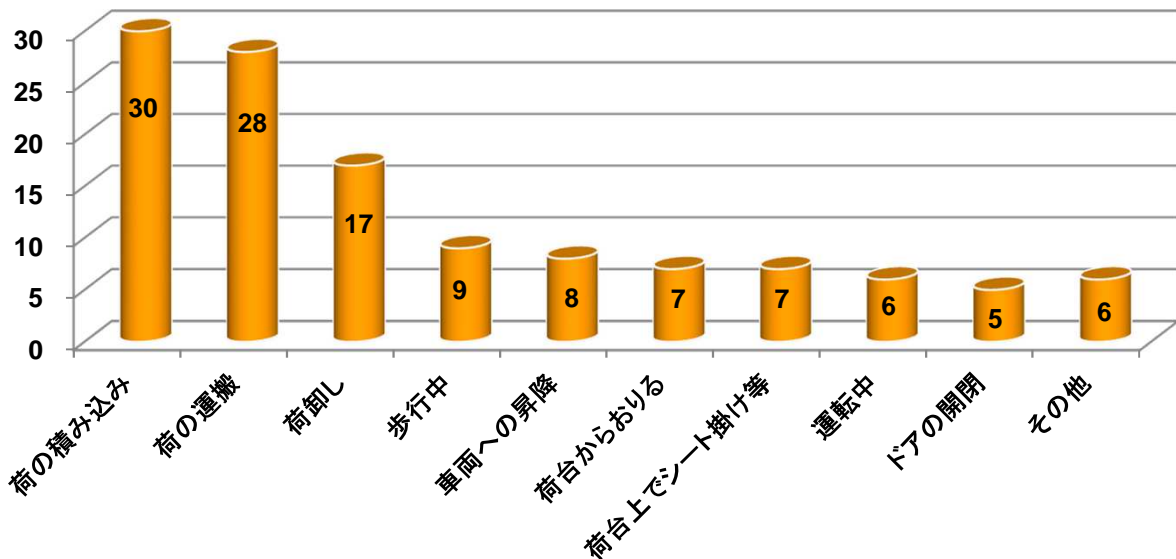
貨物取扱労働災害発生状況

平成25年 29件
平成26年 22件



道路貨物業が約78%を占める

陸上貨物取扱業で約68%を占める



* H26死傷病報告データによる

災害の多くは、倉庫内や客先での「荷の積み込み」作業時に発生しています。

貨物運送業労働災害マイナス10運動 「労働災害10%減少にむけて」

全国的に陸上貨物運送事業における労働災害は平成元年以降13,000人台から17,000人台で推移し、その占める割合は平成元年の7.9%から平成23年は12.6%と上昇しており、労働災害の減少を図るため「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」が示されました。

亀戸署においては、平成26年に560件の労働災害(休業4日以上)が発生しており、うち陸上貨物運送業(道路貨物運送業+陸上貨物取り扱い業15件)の発生件数が138件と25%を占め、署としての重点課題となっています。

本年度は第12次労働災害防止計画の3年度目であり、陸上貨物運送業の労働災害の減少(死傷者数20%以上減少)を図るため「safe work江東～貨物運送業労働災害マイナス10運動」を初年度に引き続き展開いたします。

荷役作業中の労働災害防止を図るため以下の項目に留意し、安全管理を徹底して下さい。

- 1.トラックの荷台、ステップ等からの墜落災害の防止
- 2.荷の取扱時の腰痛及びはさまれ、まきこまれ災害の防止
- 3.通路・階段での転倒災害防止
- 4.フォークリフト等によるはさまれ災害等の防止のための荷役作業手順の作成と徹底、保護帽・安全靴の着用、安全通路の確保、荷役機械の適正な使用。
- 5.リスクアセスメント並びに「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の普及・定着。
- 6.雇入れ時及びその後の定期的な安全衛生教育の実施。
- 7.「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく措置の実施。

マイチェック表

		チェック項目	チェック欄
墜落 転落 防止	1	保護帽を被り、あご紐をしめる	
	2	滑りにくい靴を履く	
	3	荷台、運転席から飛び降りない	
	4	荷台への昇降は、ステップを使用する	
	5	「あおり」に足をかけて作業を行わない	
	6	荷台等の端では後ろ向きで作業を行わない	
	7	作業場所、作業方法、足場、手すりの位置を確認してから作業を行う	
	8	ロープを点検し、損傷のあるものは使用しない	
	9	ロープフックからロープの外れがないことを確認する	
	10	ロープ掛け、シート掛けを複数で行うときは事前打合せを行う	
転倒 防止	1	段差、障害物を確認してから作業を行う	
	2	緩傾斜となる渡り板を使う	
	3	ロールボックスパレットは後ろから押す	
挟まれ 防止	1	フォークリフトやトラックの進路内に立ち入らない	
	2	テールゲートで昇降するときは、立つ位置を確認する	
	3	「あおり」や後ろ扉を開閉するときは、手を挟まない箇所を持つ	
	4	共同作業者が見えないときは、トラックを後退させない	
腰痛 防止	1	荷は出来るだけ身体に近づけ、腰を下ろしてから持ち上げる	
	2	重い荷物は、無理をせずに、複数で運ぶ	
	3	無理な姿勢での長時間作業は行わない	

チェック項目ごとに確認し、実行できたらチェック欄に「」、実行できていなかったら「×」を記入